

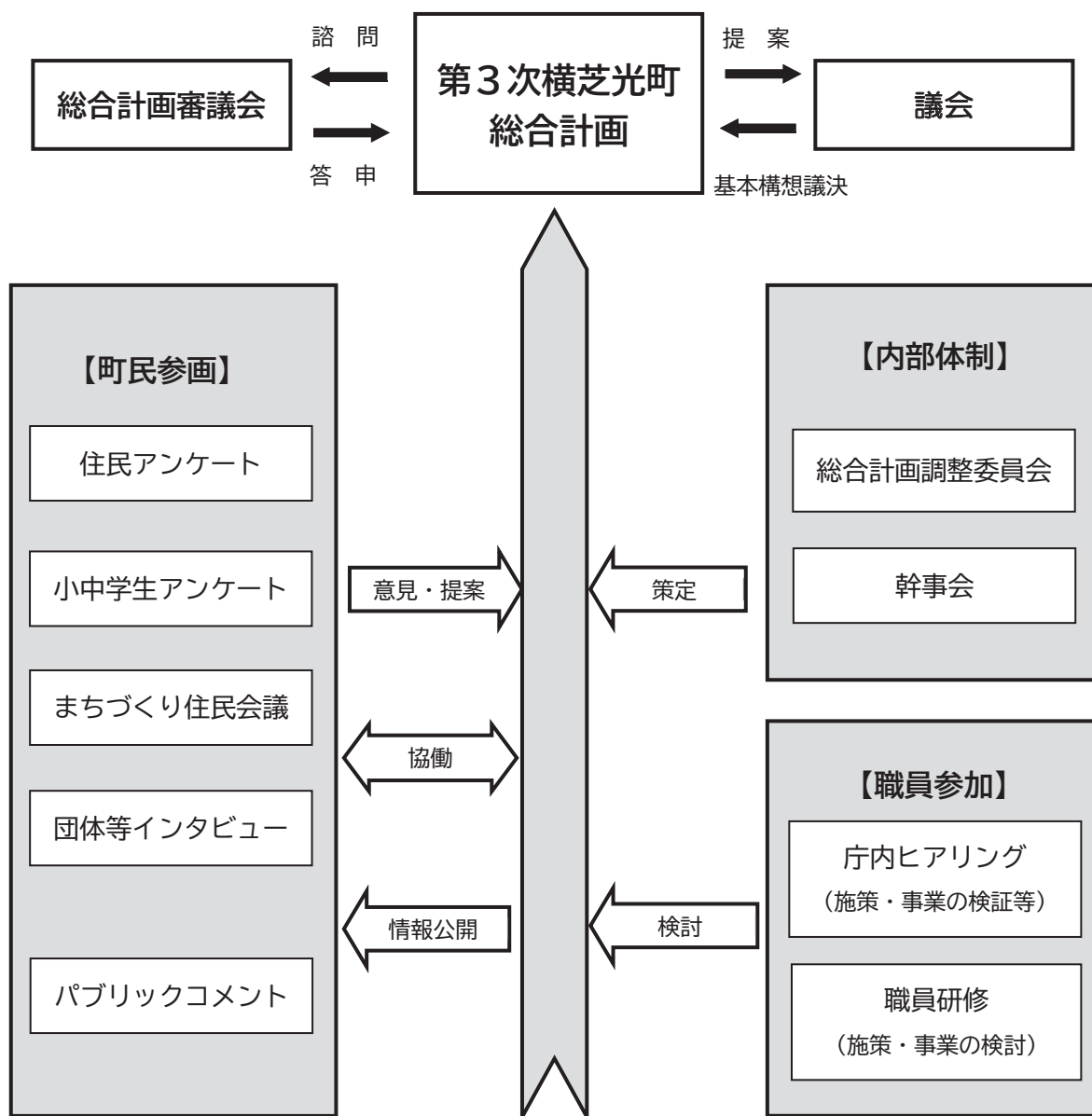
# 資料編

1. 第3次横芝光町総合計画策定の経過 .....	110
2. 第3次横芝光町総合計画策定体制 .....	111
3. 横芝光町総合計画審議会 .....	112
4. 横芝光町総合計画調整委員会規程 .....	116
5. 横芝光町まちづくり住民会議要綱 .....	117
6. 持続可能な開発目標 (SDGs) .....	118
7. 前期基本計画成果指標一覧 .....	122
8. 人口推計 .....	126
9. 用語集 .....	132

## 1. 第3次横芝光町総合計画策定の経過

実施日	内容
令和6年 11月18日	第1回総合計画調整委員会幹事会
11月26日	第1回総合計画調整委員会
12月17日	第1回総合計画審議会
令和6年 令和7年 12月23日～1月31日	住民アンケートの実施
令和7年 1月6日～1月31日	小中学生アンケートの実施
1月15日	総合計画策定に係る職員研修
1月18日	第1回まちづくり住民会議
1月29日	第2回まちづくり住民会議
1月31日	第2回総合計画調整委員会幹事会
2月12日	第3回まちづくり住民会議
2月18日、21日	総合計画策定に係る各種団体等インタビュー
2月19日	第2回総合計画調整委員会
2月28日	第4回まちづくり住民会議
3月7日、10日	庁内ヒアリング
3月27日	第3回総合計画調整委員会幹事会
4月15日	第3回総合計画調整委員会
5月1日	第2回総合計画審議会
5月30日	第4回総合計画調整委員会幹事会
6月19日	第4回総合計画調整委員会
7月1日	第3回総合計画審議会
7月15日	第5回総合計画調整委員会幹事会
8月1日	第5回総合計画調整委員会
8月19日	第6回総合計画調整委員会幹事会
8月27日	第4回総合計画審議会
9月17日	第6回総合計画調整委員会
9月3日～10月2日	基本構想及び前期基本計画（素案）に関するパブリックコメント
10月7日	第7回総合計画調整委員会幹事会
10月15日	第7回総合計画調整委員会
10月30日	第5回総合計画審議会
12月12日	第3次総合計画基本構想議決
令和8年 1月15日	第8回総合計画調整委員会幹事会
2月3日	第8回総合計画調整委員会

## 2. 第3次横芝光町総合計画策定体制



### 3. 横芝光町総合計画審議会

#### (1) 横芝光町総合計画審議会条例

○横芝光町総合計画審議会条例

平成18年3月27日

条例第21号

(設置)

第1条 町の総合的開発計画（以下「総合計画」という。）の実施を促進し、町の健全なる発展を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、横芝光町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の発展と住民福祉の増進を図るための重要施策の計画等に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4人
- (2) 町農業委員会委員 2人
- (3) 町の区域内の公共的団体等を代表する者 4人
- (4) 知識経験を有する者 5人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された者の任期は、その職の在任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のほか、知識経験を有する者のうちから会長が町長の意見を聴いて委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会は、会長の命を受け、部会に属する施策等の調査研究を行う。

6 部会長は、部会において調査研究を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出及び出席を依頼し、参考意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画空港課において処理する。

(平30条例25・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成30年条例第25号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## (2) 横芝光町総合計画審議会委員名簿

番号	氏名	役職名等（職名は委嘱時）	備考
1	川島 富士子	議会議員	1号委員：会長
2	市原 成一	議会議員	1号委員
3	鈴木 克征	議会議員	1号委員
4	宮 園 博香	議会議員	1号委員
5	伊 藤 仁	農業委員会（委員会会長職務代理者）	2号委員：副会長 令和7年4月1日から
	向後 隆輝	農業委員会（委員）	2号委員：副会長 令和7年3月31日まで
6	大木 耕一	農業委員会（委員）	2号委員 令和7年4月1日から
	下高原 美津子	農業委員会（委員）	2号委員 令和7年3月31日まで
7	加瀬 博幸	公的団体等代表 （教育委員会教育長職務代理者）	3号委員
8	畔 蒜 律子	公的団体等代表（婦人会代表）	3号委員
9	川 島 光男	公的団体等代表（消防団団長）	3号委員
10	齋 藤 逸朗	公的団体等代表（商工会会長）	3号委員
11	奥 野 厚志	有識者（東陽病院院長）	4号委員
12	伊 藤 清美	有識者（千葉県男女共同参画地域推進員）	4号委員
13	秋 葉 英昭	有識者（観光まちづくり協会会長）	4号委員
14	鈴 木 修文	有識者（農業振興会会長）	4号委員
15	村 越 善子	有識者（第二松丘園施設長）	4号委員

## (3) 諮問

横企第634号  
令和6年12月17日

横芝光町総合計画審議会会長 様

横芝光町長 佐藤 晴彦

## 第3次横芝光町総合計画の策定について（諮問）

本町におきましては、平成30年3月に第2次横芝光町総合計画を策定し、「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の将来像の実現に向け、各種施策・事業を実施しています。

令和7年度での第2次横芝光町総合計画の計画期間の終了に伴い、今後のまちの将来の発展を展望し、長期視点にかたまらぬづくりを進める町政運営の指針として、第3次横芝光町総合計画を策定することといたしました。

つきましては、横芝光町総合計画審議会条例第2条の規定により「第3次横芝光町総合計画」の策定について諮問します。

## (4) 答申

令和7年10月30日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町総合計画審議会  
会長 川島 富士子

## 第3次横芝光町総合計画の策定について（答申）

令和6年12月17日付け横企第634号で当審議会に諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

## 記

第3次横芝光町総合計画の策定について、本審議会では活発な意見交換を行いながら、5回にわたり慎重な審議を重ねてきました。

審議の結果、諮問された第3次横芝光町総合計画（案）では、「人と自然と賑わいがつなぐ『幸せ実感』のまち横芝光」を目指すまちの姿とし、その実現に向けた施策を体系的に示すとともに、「成田国際空港と圏央道を活かしたまちづくり戦略」などの重点戦略を掲げており、妥当であると認めます。

なお、計画の推進にあたり配慮すべき事項として次のとおり取りまとめましたので、十分留意されるよう求めます。

第1章については、少子・高齢化が進む中、危機感をもち、子育て支援の充実や更なる特色ある学校教育の展開のほか、誰もが安心して暮らせる環境づくりなどに努められたい。また、成田国際空港の機能拡充や圏央道の整備などを追い風としてその効果の最大化を図り、若者の移住・定住などを更に促進するよう努められたい。

第2章については、道路整備事業等の推進にあたって、必要性・有効性を十分に精査し、優先順位付けを行いながら実施されたい。また、住民が安全に安心して暮らせる環境整備に努められたい。

第3章については、農業、商工業、観光などの産業振興を図られたい。また、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺、JR横芝駅周辺や横芝海のこどもの国跡地周辺の拠点整備などを着実に推進し、本町を訪れる人の増加を図り、にぎわいのあるまちづくりに努められたい。

構想実現のためにについては、九十九里浜などの自然や交通利便性など、本町の魅力を広くPRするとともに、本町の将来像の実現に向け、住民の参画を得ながら、官民一体となって取り組まれたい。

## 4. 横芝光町総合計画調整委員会規程

○横芝光町総合計画調整委員会規程

平成18年3月27日

訓令第16号

(設置)

第1条 町の健全なる発展と住民の福祉の増進を図るための町の総合計画等の審議策定を目的として、横芝光町総合計画調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 町の基本計画の策定に関すること。
- (3) 町の実施計画の策定に関すること。
- (4) 町の重要な相当規模の開発計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長を、委員は教育委員会教育長及び理事並びに横芝光町行政組織条例(平成18年横芝光町条例第5号)第1条に規定する課の長、食肉センター所長、議会事務局長、教育委員会の課の長及び東陽病院事務長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時に委員にすることができる。

(平19訓令4・平20訓令2・平28訓令3一部改正)

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の幹事は、各課等につき1人とし、各課等の長の推薦する者をもって充てる。
- 3 幹事は、総合計画等の原案の作成について、その連絡調整に当たる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画空港課において処理する。

(平31訓令2一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第3号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 5. 横芝光町まちづくり住民会議要綱

○横芝光町まちづくり住民会議要綱

平成18年9月6日

告示第159号

(設置)

第1条 町の総合計画の策定にあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による計画づくりを推進するため、横芝光町まちづくり住民会議（以下「住民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、総合計画の策定にあたり、新しいまちづくりに関する事項について、町長に対し、町民の視点から意見を述べ、提案を行うものとする。

(組織)

第3条 住民会議は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 町内で活動する各種団体の構成員

(2) おおむね16歳以上の町民で、町長が公募により選任した者

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(令6告示62・一部改正)

(会議)

第4条 住民会議は、必要に応じて町長が招集する。

(庶務)

第5条 住民会議の庶務は、企画空港課において処理する。

(平31告示7・一部改正)

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年告示第7号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第62号）

この告示は、公示の日から施行する。

## 6. 持続可能な開発目標 (SDGs)



平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) が全会一致で採択されました。SDGs は、令和 12 年 (2030 年) を目標年次とした世界共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会を目指すため、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むこととしています。

SDGs には、17 のゴールの下に 169 のターゲットが設定されており、解決すべき課題は多岐にわたっています。そのため、世界各国の政府に加え、民間企業、地方自治体、住民一人ひとりなど、あらゆる主体がパートナーシップのもと課題解決に取り組むことが重要です。

SDGs の理念に沿って、経済・社会・環境の三側面から課題解決に取り組むことは、地方創生や、持続可能なまちづくりにもつながるため、本計画においては、SDGs の視点を取り入れながら施策を推進します。

	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SDGs の 17 のゴール

基本政策	節	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 水とトイレを世界中に
【第1章】 郷土愛を育み、相互理解のもと、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち	1. こども・若者支援	●	●	●	●	●	
	2. 高齢者支援			●			
	3. 障害者支援			●	●		
	4. 地域福祉	●	●	●		●	
	5. 健康づくり		●	●	●	●	
	6. 医療		●	●			
	7. 社会保険			●			
	8. 学校教育				●		
	9. 青少年育成			●		●	
	10. 生涯学習				●	●	
	11. 文化振興			●	●		
	12. スポーツ振興			●			
	13. 人権・男女共同参画				●	●	
	14. 多文化共生				●		
	15. コミュニティ						●
【第2章】 豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせる住みやすいまち	1. 市街地整備			●			
	2. 道路			●			
	3. 公共交通			●			
	4. 住宅環境						
	5. 上水道・下水処理			●			●
	6. 生活環境			●			●
	7. 自然環境						●
	8. 河川・海岸整備						●
	9. 公園・文化・スポーツ施設			●			●
	10. 防災	●					
	11. 消防・救急			●		●	
	12. 防犯・交通安全			●			
	13. 土地改良施設		●				●
【第3章】 地域の特性を活かし、産業活力と賑わいがあるまち	1. 農林水産業		●	●	●		●
	2. 観光						
	3. 商工業	●			●		
	4. 産業活性化	●			●	●	
	5. 交流・移住・定住						
構想実現のために	1. 住民参加					●	
	2. 行政運営					●	
	3. 財政運営						

7 7. 再生可能エネルギー 7. Energy (再生可能エネルギー)	8 8. 産業と労働力のイノベーションとインクルージョン 8. Industry, Innovation and Infrastructure	9 9. 産業と労働力のイノベーションとインクルージョン 9. Industry, Innovation and Infrastructure	10 10. 公平な社会と経済成長 10. Reduced Inequalities	11 11. 持続可能な都市とコミュニティ 11. Sustainable Cities and Communities	12 12. つくばる資源 12. Responsible Consumption and Production	13 13. 気候変動に具体的な対策を 13. Climate Action	14 14. 海の豊かさを守ろう 14. Life Below Water	15 15. 陸の豊かさも守ろう 15. Life on Land	16 16. 平和と公正な社会を築こう 16. Peace, Justice and Strong Institutions	17 17. パートナーシップで目標を達成しよう 17. Partnerships for Goal Achievement
	●		●						●	●
	●			●					●	●
	●		●	●					●	●
			●	●					●	●
			●						●	●
			●							●
	●		●							●
	●		●							●
	●			●						●
			●							●
	●		●	●					●	●
	●		●	●					●	●
			●					●	●	●
		●		●		●				
		●		●		●				
		●		●		●				●
				●		●				●
				●		●				●
				●		●				●
				●		●				●
●		●		●	●		●			●
●	●	●		●	●	●	●	●		●
				●		●	●			●
				●		●		●		●
				●		●			●	●
				●		●			●	●
		●		●		●	●	●		●
	●	●	●	●	●	●	●	●		●
	●	●	●	●	●	●				●
	●	●	●	●		●				●
	●	●	●	●		●				●
	●			●					●	●
	●		●						●	●
			●		●	●			●	●

## 7. 前期基本計画成果指標一覧

第1章 郷土愛を育み、相互理解のもと、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2029年度)
1. こども・若者支援	児童クラブの待機児童数	19人	0人
	ブックスタートパック（絵本）配布率	95.3%	98.0%
	人口に占める20歳代の割合	7.5%	7.5%
2. 高齢者支援	認知症サポーター数（累計）	2,440人	3,000人
	高齢者見守りネットワーク事業 協定締結事業者数（累計）	25事業所	34事業所
	各地域での介護予防活動件数（累計）	351件	2,100件
3. 障害者支援	障害福祉サービス計画相談支援利用者数 （年間延べ）	673人	720人
	障害児福祉サービス計画相談支援利用者数 （年間延べ）	174人	228人
4. 地域福祉	ボランティア登録者数	290人	330人
5. 健康づくり	健康教育の実施回数	124回	134回
	3歳児のむし歯保有率	13.3%	10.0%
	がん検診受診率（町の集団・個別検診）	22.66%	23.66%
6. 医療	東陽病院診療科数	10科	10科
7. 社会保険	特定健康診査の受診率	41.9%	45.0%
	特定保健指導の実施率	57.1%	62.0%
	国民健康保険税の収納率	95.7%	96.0%
	介護保険料の収納率	98.1%	98.3%
	後期高齢者健康診査の受診率	23.9%	40.0%
	後期高齢者医療保険料の収納率	98.4%	99.0%
8. 学校教育	教職員指導力向上研修実施回数	2回	3回
	中学校生徒の実用英語技能検定取得率	80.6%	90.0%
9. 青少年育成	ジュニアリーダーの人数	5人	5人
	青少年育成関係団体主催事業数	8事業	8事業
10. 生涯学習	講座開催数	29講座	29講座
	図書館利用者（入館者）数	108,002人	120,000人
	図書貸出冊数	322,085冊・点	350,000冊・点

施策名	指標名	現状値	目標値 (2029年度)
11. 文化振興	町民ギャラリー来場者数	4,704人	5,000人
	文化祭参加団体数	70団体	75団体
	文化祭来場者数	2,668人	3,000人
12. スポーツ 振興	スポーツフェスタ参加者数	1,102人	1,200人
	パラスポーツ参加者数	438人	450人
13. 人権・男女 共同参画	人権教室開催小学校数	全校	全校
	各種審議会などの女性委員の割合	25.1%	40.0%
14. 多文化共生	国際交流事業実施回数	2回	2回
	日本語学習支援者の養成人数(累計)	0人	80人
15. コミュニティ	コミュニティ活動実施団体数	5団体	5団体

## 第2章 豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせる住みやすいまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2029年度)
1. 市街地整備	銚子連絡道路横芝光 IC 周辺の計画認可	0箇所	1箇所
	JR 横芝駅周辺における都市拠点の整備	0箇所	1箇所
	横芝海のこどもの国跡地周辺の活用方針の決定	0箇所	1箇所
	立地適正化計画の策定	0計画	1計画
2. 道路	幹線町道の改良率	98.64%	98.68%
3. 公共交通	町所管の公共交通の年間乗車人数	121,822人	165,000人
4. 住宅環境	木造住宅耐震診断および耐震改修件数	1件	3件
	空き家バンク登録件数	3件	5件/年
5. 上水道・下水 処理	上水道普及率	81.33%	87.21%
	合併処理浄化槽普及率	54.60%	61.80%
6. 生活環境	町民1人1日あたりごみ排出量	0.72kg	0.70kg
	民家防音家屋空調施設維持管理補助金	147,745,000円	274,130,000円
7. 自然環境	町内一日清掃参加人数	7,999人	8,800人
8. 河川・海岸 整備	町内外企業およびボランティア団体との協働による海岸クリーン活動への参加人数	427人	450人
	町内外企業との協働による栗山川環境ボランティア参加人数	678人	700人
9. 公園・文化・ スポーツ施設	文化施設利用者数	41,650人	42,000人
	スポーツ施設利用者数	125,720人	130,000人

施策名	指標名	現状値	目標値 (2029年度)
10. 防災	防災訓練参加者数	1,409人	1,500人
	規約及び活動計画等を整備済みである自主防災組織の設置数	10組織	15組織
11. 消防・救急	火災年間発生件数	30件	減少
	応急手当の普及（講習受講者数）	433人	800人
12. 防犯・交通安全	犯罪年間発生件数	135件	減少
	交通事故年間発生件数	55件	減少
	消費生活相談件数	37件	51件
13. 土地改良施設	農道の修繕率	7.9%	39.4%
	橋梁の修繕箇所	0橋	1橋
	排水機場の修繕	2機場	5機場

### 第3章 地域の特性を活かし、産業活力と賑わいがあるまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2029年度)
1. 農林水産業	担い手に対する農用地の集積率	14%	24%
	多面的機能活動組織	15組織	17組織
2. 観光	観光入込客数	85,000人	90,000人
	観光企業の誘致	0箇所	2箇所
3. 商工業	駅前商業イベントでの参加事業者数	8事業者	10事業者
4. 産業活性化	産業団地の整備	0箇所	1箇所
	創業者数	6人	6人
	就業支援セミナー等の実施回数（累計）	2回	8回
5. 交流・移住・定住	サポートセンターを利用した移住定住の相談件数（累計）	250件	500件
	若年層のふるさと回帰の促進（20～29歳世代の4年前と比較した人口維持率）	85.45%	86.45%

構想実現のために			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2029年度)
1. 住民参加	ホームページへのアクセス総数	936,305 件	1,200,000 件
2. 行政運営	デジタルツール学習講座・相談会開催数	3回/年	12回/年
	情報セキュリティ事故発生数	0件/年	0件/年
	職員研修受講者数	754人/年	800人/年
	連携協定締結数	116件	134件
3. 財政運営	町税収納率	99.0%	99.2%
	経常収支比率	89.5%	87.0%

## 8. 人口推計

### (1) 社人研準拠推計（ベース推計）

#### ① 社人研準拠推計とは

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）は、『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』において、わが国の各地域（市区町村）における将来人口の推計（以下「社人研推計」）を令和32年（2050年）まで実施しています。

ここでいう社人研準拠推計とは、社人研推計の仮定値（純移動率などのパラメーター）を採用し、推計期間を令和52年（2070年）まで延長したものをいいます。

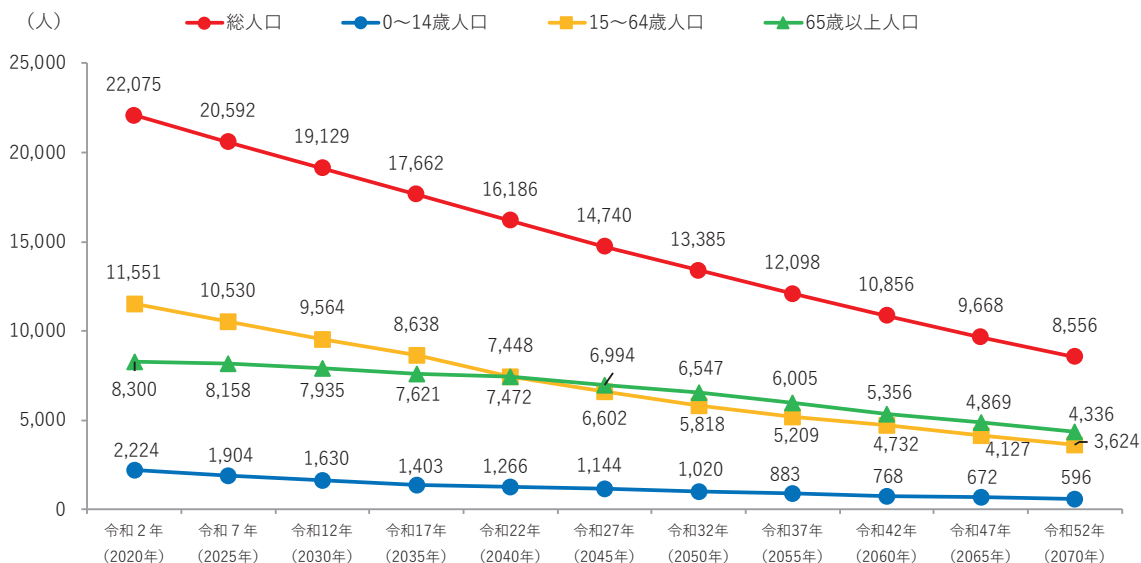
#### ② 社人研準拠推計の推計条件

次のとおりとしています。

- ◆ 基準人口：令和2年（2020年）国勢調査人口 22,075人
- ◆ 仮定値：
  - 生残率：社人研が横芝光町の実績（2015～2020）から算出した値
  - 純移動率：同上
  - 子ども女性比：同上、なお、合計特殊出生率に換算すると1.27～1.35
  - 0～4歳性比：社人研が横芝光町の実績（2015～2020）から算出した値

#### ③ 社人研準拠推計の結果

横芝光町の総人口は、第3次横芝光町総合計画の計画期間満了後の令和17年（2035年）には17,662人となります。その後も総人口は減少し、令和32年（2050年）には13,385人、令和52年（2070年）には8,556人となります。



## (2) 独自推計

### ① 独自推計の視点

独自推計においては、成田空港の更なる機能強化に伴う成田空港内・外の新規就業者及びその家族のうち、横芝光町に定住する人口（以下「成田空港関連開発人口」）を加算します。

また、横芝光町における近年の動向を反映するため、純移動率には、近年の実績値から算出した仮定値をもちいます。

### ② 成田空港関連開発人口について

#### 《考え方》

成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」改訂版によれば、成田空港の機能強化に伴う成田空港内・外の新規就業者は 64,000 人とされています。このうち、横芝光町に定住する人口の割合を 0.8%～3%の間で変化させ、成田空港関連開発人口を算出します。この際、第2期横芝光町人口ビジョンと同様に、横芝光町に定住する人口のうち、50%は単身者、50%は家族とともに定住する者と仮定し、移住者の年齢階層を 0～59 歳、家族とともに定住する世帯の人員を 3.2 人とします。

また、この成田空港関連開発人口は、令和9年（2027年）から令和22年（2040年）の間に、他市区町村から横芝光町に移住するものとします。

#### 《成田空港関連開発人口の算定》

成田空港内従業員実態調査結果（2022年）によれば、成田空港で従業する者のうち、横芝光町に常住する者の割合は 0.8%です。このことから、パターン1では、成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口を 0.8%として、成田空港関連開発人口を 1,075 人と算出しています。

第2期横芝光町人口ビジョンでは、成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口を 3%としてします。このことから、パターン1と、次に示すパターン3の中間としてパターン2を設定します。パターン2では、成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口を 1.9%として、成田空港関連開発人口を 2,554 人と算出しています。

現行の人口ビジョンと同様に、成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口を 3%としたパターン3では、成田空港関連開発人口を 4,032 人と算出しています。

### ③ 合計特殊出生率及びその他の仮定値に関する考え方

#### 《合計特殊出生率の考え方》

「社人研」によると、横芝光町の「子ども女性比」（0～4歳に対する20～44歳女性の比）は、0.25から0.26程度となるものと推計されています。

この「子ども女性比」を国が示した係数によって換算すると、横芝光町の「合計特殊出生率」は、令和2年（2020年）から令和7年（2025年）の1.27から、令和27年（2045年）から令和32年（2050年）には1.36へと上昇するものとなります。

この考え方は、4. 独自推計に示す3パターンの推計（低位推計・中位推計・高位推計）に共通とします。

#### 《その他の仮定値に関する考え方》

生残率・0～4歳性比については、社人研が示した横芝光町固有の仮定値を用います。

純移動率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間も含め、令和元年（2019年）及び令和6年（2024年）の住民基本台帳人口（1月1日時点）から算出した実績値を用います。ここには、近年の横芝光町における移住・定住施策の成果等も反映されているものとして考えます。

その他の仮定値に関する考え方についても、4. 独自推計に示す3パターンの推計（低位推計・中位推計・高位推計）に共通とします。

### ④ 独自推計結果

独自推計では、成田空港関連開発人口の考え方における3パターンを組み合わせ、次の3通りの推計をします。

合計特殊出生率及びその他の仮定値については、3通りの推計すべてにおいて共通です。

なお、令和7年（2025年）の数値は、3通りの推計すべてにおいて独自推計による推計値となっています。

## 《低位推計》

## ●合計特殊出生率

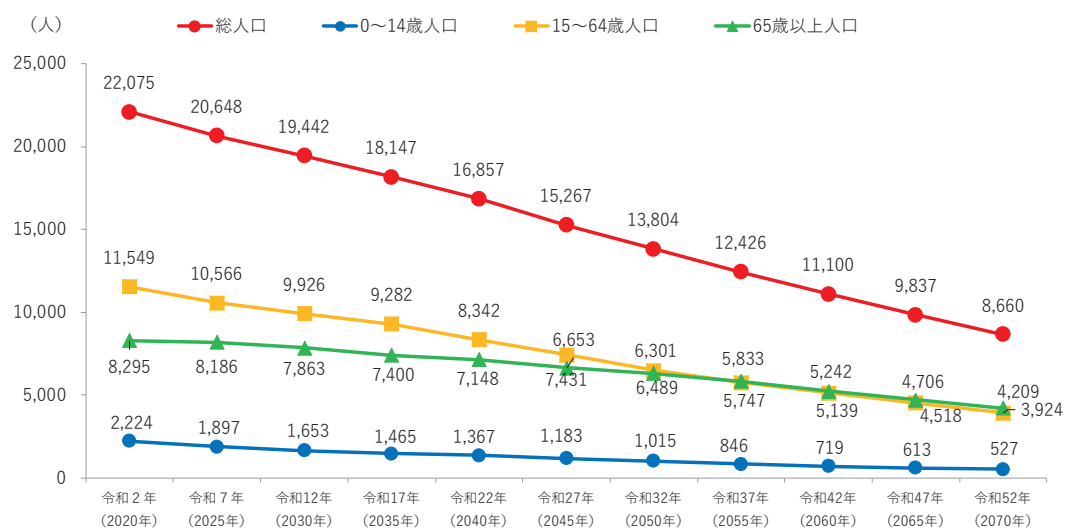
国が示した通り、令和2年（2020年）から令和7年（2025年）の1.27から、令和27年（2045年）から令和32年（2050年）には1.36へと上昇

## ●成田空港関連開発人口

パターン1：成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口は0.8%  
成田空港関連開発人口は1,075人（新規就業者512人、家族563人）

## ●総人口

総人口は、令和17年（2035年）には18,147人となります。その後も総人口は減少し、令和32年（2050年）には13,804人、令和52年（2070年）には8,660人となり、社人研準拠推計（ベース推計）と大差ない結果となります。



## 《中位推計》

## ●合計特殊出生率

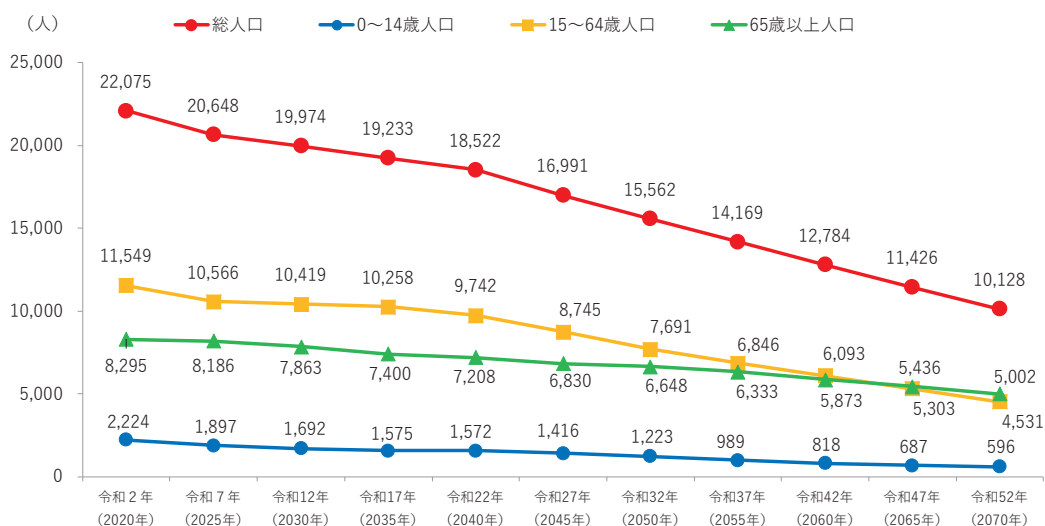
国が示した通り、令和2年（2020年）から令和7年（2025年）の1.27から、令和27年（2045年）から令和32年（2050年）には1.36へと上昇

## ●成田空港関連開発人口

パターン2：成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口は1.9%  
成田空港関連開発人口は2,554人（新規就業者1,216人、家族1,338人）

## ●総人口

総人口は成田空港関連開発人口により2万人程度を維持し、令和17年（2035年）には19,233人となります。令和22年（2040年）以降は低位推計と同様の傾向で減少し、令和32年（2050年）には15,562人、令和52年（2070年）には10,128人となります。



## 《高位推計》

## ●合計特殊出生率

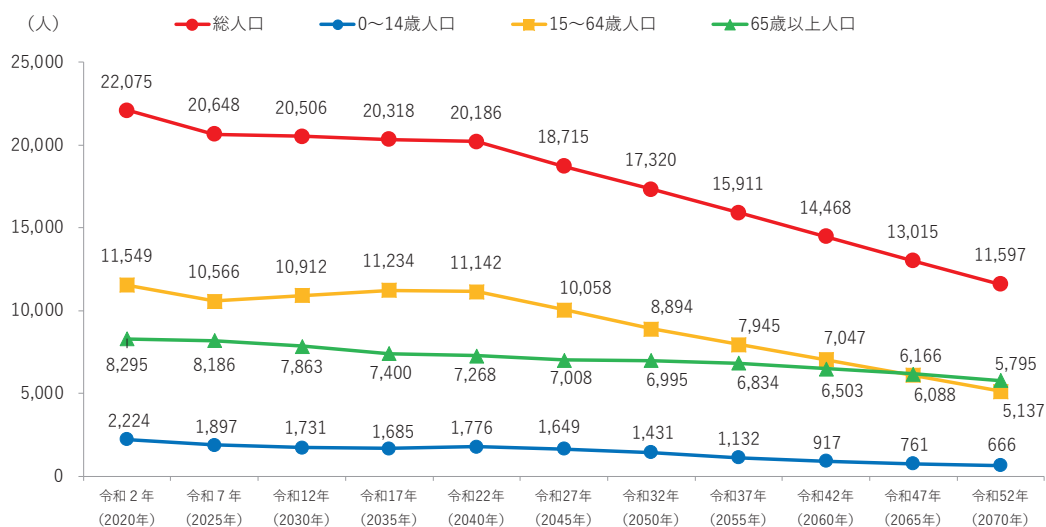
国が示した通り、令和2年（2020年）から令和7年（2025年）の1.27から、令和27年（2045年）から令和32年（2050年）には1.36へと上昇

## ●成田空港関連開発人口

パターン3：成田空港内・外の新規就業者のうち、横芝光町に定住する人口は3%  
成田空港関連開発人口は4,032人（新規就業者1,920人、家族2,112人）

## ●総人口

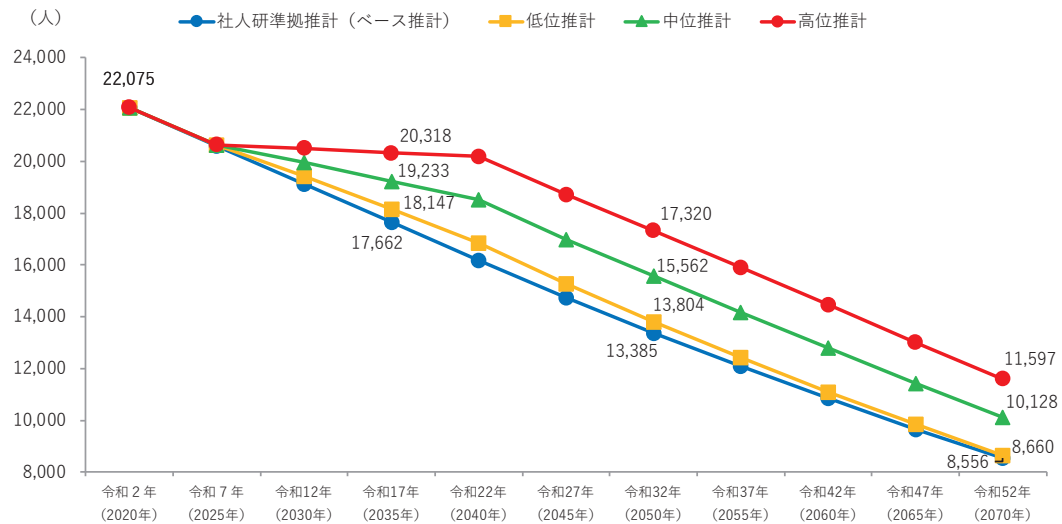
総人口は、成田空港関連開発人口により2万人程度を維持し、令和17年（2035年）には20,318人となります。令和22年（2040年）以降は低位推計・中位推計と同様の傾向で減少し、令和32年（2050年）には17,320人、令和52年（2070年）には11,597人となります。



## 《社人研準拠推計（ベース推計）及び独自推計結果》

社人研準拠推計（ベース推計）及び低位推計では、人口減少が急速に進みます。

中位推計及び高位推計では、成田空港関連開発人口により人口減少が一定程度抑制され、令和17年（2035年）に2万人程度を維持できるものと推計されます。



## 9. 用語集

用語	説明
アウトソーシング	外部委託。実施している業務やプロセスの一部を、専門的な知識やスキルを持つ外部の企業や団体などへ委託すること。
アウトドアツーリズム	日本各地に存在する海・山・川・湖等の自然環境下で、その地域ならではの景観・環境・文化に親しみながら、活動を楽しむ観光形態。
インクルーシブ教育	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育のこと。
インバウンド観光	外国人が訪れる観光のこと。
クラウドファンディング	クラウドファンディングとは、ある目的を達成するため、インターネット上で多数の人から資金を集めること。
こども家庭センター	市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的とした機関。
コンパクト・プラス・ネットワーク	住宅や行政・福祉・商業施設等を集約し、人口減少・高齢化が進む中でも、高齢者や子育て世代が安心して快適に生活できるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
再生可能エネルギー	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲としている。
ジェンダー平等	性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。
自主防災組織	自主的に結成された地域の防災活動の中核となる組織で、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、災害による被害を予防、軽減することを目的として、地域の実情に応じた防災教育や対策などの活動を行う団体。
指定管理者制度	多様化する地域住民のニーズにより効果的・効率的に対応するための、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減を目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。
シティプロモーション	まちの魅力を地域内外に発信し、観光客・移住者・企業などの関心を高めて地域の活性化へとつなげる活動。

用語	説明
児童発達支援センター	幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能や、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援に関する入口としての相談機能など、地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関。
スマート農業	ロボット、AI、IoT等の先端技術の活用推進により、超省力化や高品質生産の実現のほか、きつい作業からの解放、誰もが取り組みやすい農業の実践などの効果が期待される農業のこと。
生活支援コーディネーター	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となるサービスの提供体制を構築するため、ニーズとサービスのコーディネート機能を担う調整役。
ソーシャル・インクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
体験型ツーリズム	現地の文化、自然、ライフスタイルに主体的に参加・体験することを目的とした観光スタイル。
滞在型ツーリズム	バスツアーなどで複数の観光目的地を駆け足で巡る周遊型観光とは異なり、一定の地域に宿泊し、体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイル。
多文化共生社会	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置する、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関。
デマンドタクシー	運行エリア内の指定された乗車場所から目的地まで、利用者の希望時間帯や乗降場所などの要望（デマンド）に応じて利用できる交通サービスのこと。
認知症サポーター数	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする応援者。自治体（市町村・都道府県）等が実施する「認知症サポーター養成講座」を通して全国的に養成される。
福祉避難所	障害者や高齢者、妊産婦や乳幼児、病弱な人とその家族等のうち、指定避難所（小学校等）での生活が困難であると判断された場合に、町は「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、民間の福祉施設や障害者支援施設などに要請を行う。
フレイル	年齢を重ね、体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態。健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。
ホストタウン	ここでは、東京オリンピック・パラリンピックの開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進するために行われた取り組み。

用語	説明
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
ヤングケアラー	子ども・若者育成支援推進法において、「本来大人が担う家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる18歳未満の子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
遊休公用地	自治体などが所有する公用地のうち、活用されておらず、特定の用途に使われていない土地のこと。
遊休農地	改正農地法における「現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」等、農地の有効利用に向けて、措置を講ずべき農地のこと。
ライフステージ	乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階のこと。
A I	Artificial Intelligence の略称。学習・推論・認識・判断など人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
DX	デジタルトランスフォーメーションの略。情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
G I G Aスクール構想	GIGA（Global and Innovation Gateway for All）の略で、児童生徒のために、1人1台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画のこと。
GX	化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組。
H A C C P	原材料の受け入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する工程管理システム。
I C T	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

用語	説明
I o T	Internet of Things の略称。パソコンやプリンタ等のIT 関連機器に限らず、自動車や住宅、家電製品など様々なモノをインターネットに接続し、相互に制御する仕組み。
N P O	Non profit Organizationの略で、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」。広義では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を、狭義では法人格を有する特定非営利活動法人のみを指す。
P D C A	Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) の頭文字を取ったもので、このサイクルを繰り返すことにより、業務の改善を図ること。
P F I	Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称。公共施設やインフラの設備・運営を、民間企業の資金や技術、ノウハウを活用して行う仕組み。

## 第3次横芝光町総合計画

令和8年3月発行

発行：横芝光町

編集：企画空港課

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

TEL 0479-84-1211 (代表)

URL : <https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp>



横芝光町